

知らない
興味ない

そんなあなたに贈る

島田市議会の

トリセツ



島田市議会

議会って、
あまり身近に
感じないなあ

議員って、ふ
だん何してい
るの？

議会への請願や陳
情ってどうすれ
ばいいの？



どうしたら議員
になれるの？

島田市議会では、市民の皆さんに議会の活動を「見て」「知って」「参加して」いただくために、「島田市議会のトリセツ」を作成しました。
市議会をより身近に感じて、さらに議会を活用していただければ幸いです。

< 目 次 >

● 市議会Q & A	1
● 議会のしくみ	5
・ 市民と市議会、市長の関係	5
・ 市議会の役割	6
・ 市議会の権限	6
・ 市議会の活動と会議の種類	7
・ 議案の審査	8
● 議会情報を見る・知る	9
・ 会議を傍聴する	9
・ しまだ議会だより（市議会広報紙）を読む	9
・ 市議会ホームページを見る	10
・ 会議の会議録を探す	10
・ 会議の映像を視聴する	10
● 議会に参加する	11
・ 選挙で参加する	11
・ 請願・陳情をする	11
・ 議会報告会・市民との意見交換会に出席する	12
・ 高校生との意見交換会に出席する	12
● 最後に	12
● ～1 議場エリア（市役所4階）のご紹介～	13

市議会Q&A



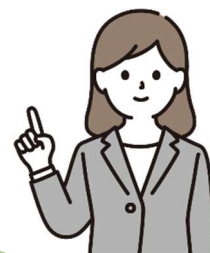
Q1. 島田市議会の議員は何人
いるのですか？

A. (定数は) 20人です。
議員は、選挙で選ばれた市民の代表であり、定数
は条例で決められています。任期は4年です。



Q2. どうすれば市議会議
員にはなれますか？

A. 選挙権のある満25歳以上
の人が立候補できます。
そして4年ごとに行われる市議会議
員選挙に当選する必要があります。



Q3. 仕事を持っている人も
議員になれますか？

A. なれます。
市議会議員にも、兼職の禁止(※)など一定の制約はありますが、
島田市議会にも、議員以外の仕事をしている人はいます。議員の
なり手不足対策として、個人による地方公共団体に対する請負
(年間300万円以内)が可能となりました。



コメント

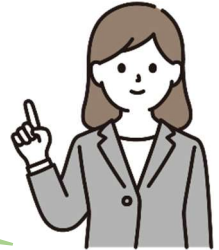
※兼職の禁止

市議会議員は、衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の議会の議員
並びに常勤の職員及び短時間勤務職員と兼職できないことが、地方自
治法第92条に規定されています。



Q4. 議会へ要望する場合
どんな方法がありますか？

A. 請願、陳情という方法があります。
要望者の住所、氏名、要望の趣旨などの記載が必要です。
書式例が市議会のホームページに掲載されていますので、
参考にしてください。なお、提出される際には議会事務局
(電話：0547-36-7205) へご連絡・ご相談ください。



Q5. 議員に相談したいのですが、
連絡先を教えてください。

A. 議員の連絡先は、島田市
議会のホームページに掲載
されています。



Q6. 議員は議会がないときは、
何をしているのですか？

A. 議員の活動は、本会議、委員会などの会議に出席することだけ
ではありません。
市長などから提案された議案等の精読や調査、様々な市民相談への対応、
様々な会議への出席、全国からの議会視察への対応や情報交換などを通し
て、政策課題の解決に向けた調査研究に取り組んでいます。



Q7. 議員は報酬（給料）をいくら
もらっているのですか？

A. 議員の報酬は 37 万円です。
また、議長は 43 万 5 千円、副議長は 39 万円です。



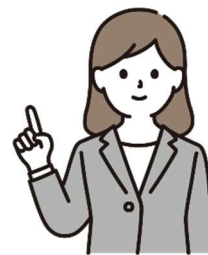
ポイント

報酬等の額の見直しに当たっては、市長は学識経験者などから選ばれた委員 7 人
で組織される「島田市特別職報酬等審議会」の意見を聞くことになっています。



Q8. 議員は退職金をもらえるのですか？

A. 議員に退職金はありません。



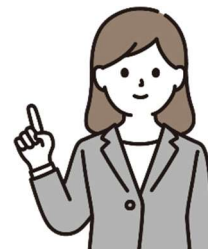
Q9. 議員は退職後に議員年金を
もらえるのですか？

A. 議員年金は平成23年に「廃止」と
なりました。議員年金はありません。



Q10. 会派とは何ですか？

A. 市政に対する考えの似た議員同士が集まって結成
したものを会派と言います。会派で、市政の調査研究
などを行うこともあります。

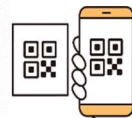


Q11. 政務活動費は議員が自由に
使えるお金なのですか？

A. 議員一人当たり年額 20 万円が交付されますが、政治活
動以外に使うことはできません。

政務活動費は、地方自治法、島田市議会政務活動費の交付に関する
条例の規定に基づき、市政に関する調査研究、研修会への参加、市
民への報告・市民からの意見聴取その他の活動に資するため、議員
個人に交付されます。

収支報告書や領収書は公開されています。
閲覧を希望される方は、島田市議会の
ホームページをご覧ください。





Q12. 議員は、育児や親の介護などやむを得ない事由がある場合に、会議を欠席することができますか？

A. 欠席することができます。

島田市議会では、公務、疾病、育児、看護、介護配偶者の出産補助その他のやむを得ない理由のため、会議に出席することができないときは、その理由を付け、議長へ欠席届を提出することで欠席できます。



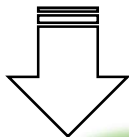
Q13. 議員は産休を取得することができますか？

A. 産休を取得することができます。

島田市議会では、会議などに出産のため出席できないときは、あらかじめ議長に欠席届を提出することにより、産前8週間（多胎妊娠の場合は14週間）、産後8週間の産休を取得できます。



議会について、少しずつ
わかってきました！



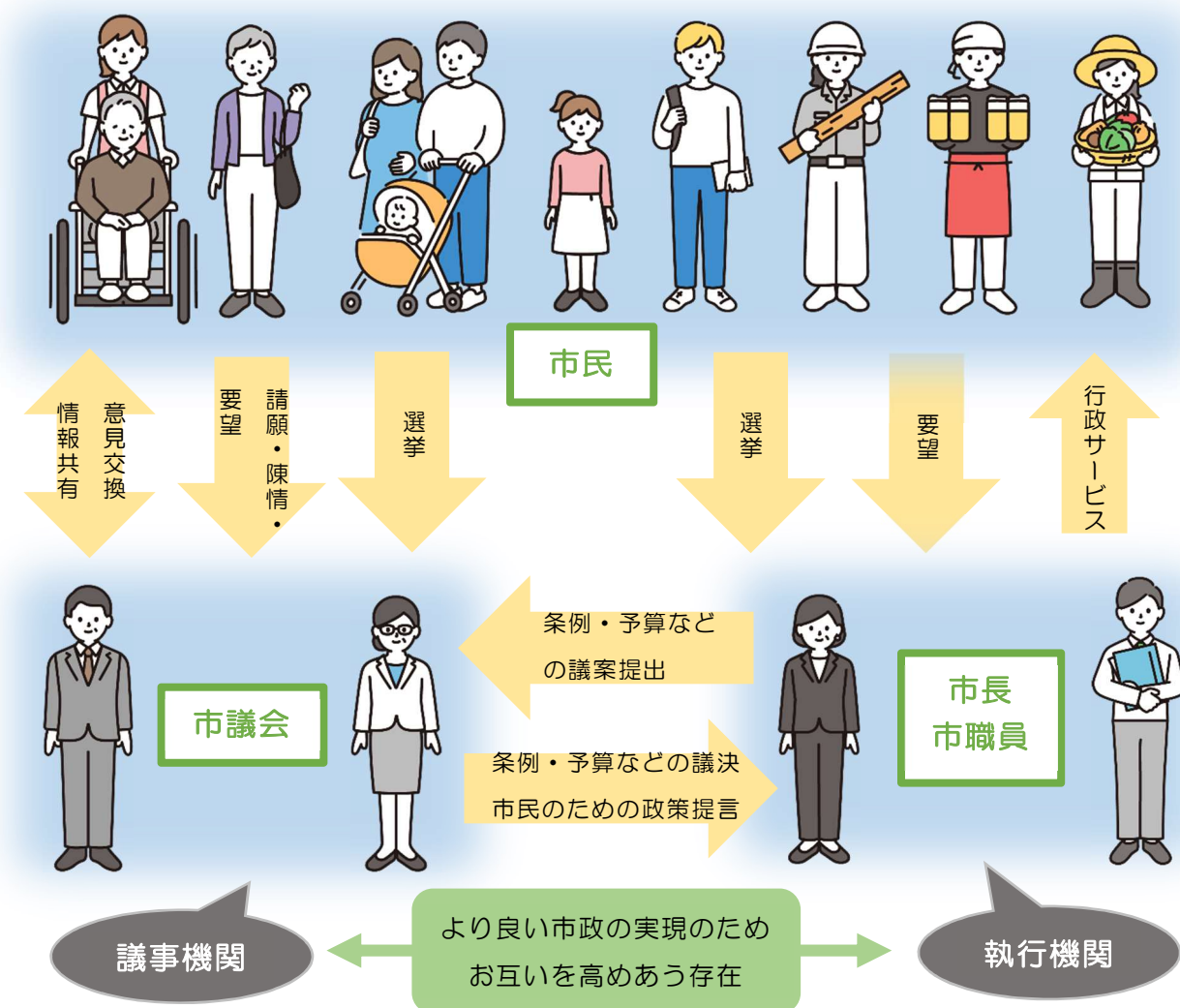
次のページから、私たち
議員の活動を、より
詳しくご紹介します！



議会の仕組み

島田市議会は、市政を監視・チェックする機能とともに、議会への様々な市民意見を反映しつつ、条例提案・政策立案・政策提言することにより、市民の中の「課題解決」を図っています。

市民と市議会、市長の関係



市民は市長側（執行機関）、議会側（議事機関）、どちらへも相談、または要望ができます。議会は、市長の目の届きにくい政策などを補う役割もあります。両者は最終的に市民生活の向上・市民福祉の増進のために市政を担っています。

地方自治の制度は、市長と市議会議員という2種類の代表を市民が直接選挙で選ぶ二元代表制という仕組みになっています。

国の政治の仕組みは、国民が国会議員を選び、国会が国会議員の中から内閣総理大臣を指名する議院内閣制となっています。

市議会の役割

市議会とは、市としての意思を決定するところです。

私たちが住んでいる島田市を住みよいまちにしていくためには、道路、下水道などの生活環境を整備したり、医療、福祉、教育などの公的サービスの充実を図っていく必要があります。そのためには、財源の問題や実施体制、ルールづくりといった様々な課題を解決していく必要があります。

このような課題を解決していくためには、本来であれば、市民の皆さんが集まり、話し合うことが大切ですが、現実的には、市民全員が集まって話し合うことは大変困難ですので、市長と市議会議員を選挙で選び、その人たちが市民に代わって住みよいまちにしていくための方策や課題について話し合い、みんなの願いを実現しようとしています。その話し合いが行われる大切な機関が、市議会です。

市議会は、市政を進めていく上での重要な事柄、例えば、条例の制定や改廃、予算を定めること、決算を認定することなどを決定しています。

このように議会が意思を決定することを「議決」といいます。



議場 議長席→

市議会の権限

市議会は、市民を代表する機関として十分な活動ができるよう、次のような権限を持っています。

議決権	・ 条例の制定や改廃、予算の決定、決算の認定、一定額以上の契約の締結、市の重要な財産の取得または処分などの決定をします。
選挙権	・ 市議会の議長、副議長、選挙管理委員などの選挙をします。
質問権	・ 議会には行政の執行が適正に行われているかチェックするための機能のひとつとして質問権が与えられています。質問の方式には、一問一答方式と包括方式の2種類があります。
同意権	・ 市長が副市長、監査委員、教育委員会委員などを任命するとき議会の同意を与える権限です。
検査権及び 監査請求権	・ 市の事務の執行状況について書類などにより検査し、監査委員に監査を請求することができます。
調査権	・ 市の事務について調査することができ、必要に応じて関係者の出頭や証言、記録の提出を請求することができます。
意見書提出権	・ 市の公益に関する事務について、国会や関係行政庁、県などに対して意見書を提出することができます。
自律権	・ 議会の独立性と自主性を確保するために議会内部の事柄については、自ら決めることができます。

市議会の活動と会議の種類

市議会では、市の意思を決定する本会議、詳細に議案などを審議する委員会など、様々な会議が開かれます。

議会活動である会議は、法律に定められている本会議や委員会などがあります。

本会議には、定例会と必要な場合において招集される臨時会があります。定例会は、毎年2月、6月、9月及び11月の年4回と定められています。そして、議案の審査や議会の運営に関する協議または調整の場として、総務生活常任委員会、厚生教育常任委員会、経済建設常任委員会、議会運営委員会、特別委員会などがそれぞれの目的に応じて設置されています。これらの会議は、議員全員で行うもの、20人の議員が数人ずつに分かれて行うものなど様々な形態があります。

本会議

- 本会議は、全議員で構成する会議です。
- 市長や議員から提案された議案などを審議したり、市や議会の最終意思を決定するところです。
- 会議は議場で開かれます。



様々な委員会が開催される第1委員会室 ↑

常 任 委 員 会

総務生活常任委員会

厚生教育常任委員会

経済建設常任委員会

- 常任委員会は条例で3つの委員会が定められており、委員の任期は2年です。
- 議案は、通常、本会議での議案質疑終了後、各委員会で審査されたのち、本会議で議決されます。

議 会 運 営 委 員 会

- 議会運営委員会は、議会の円滑な運営を図るための委員会です。

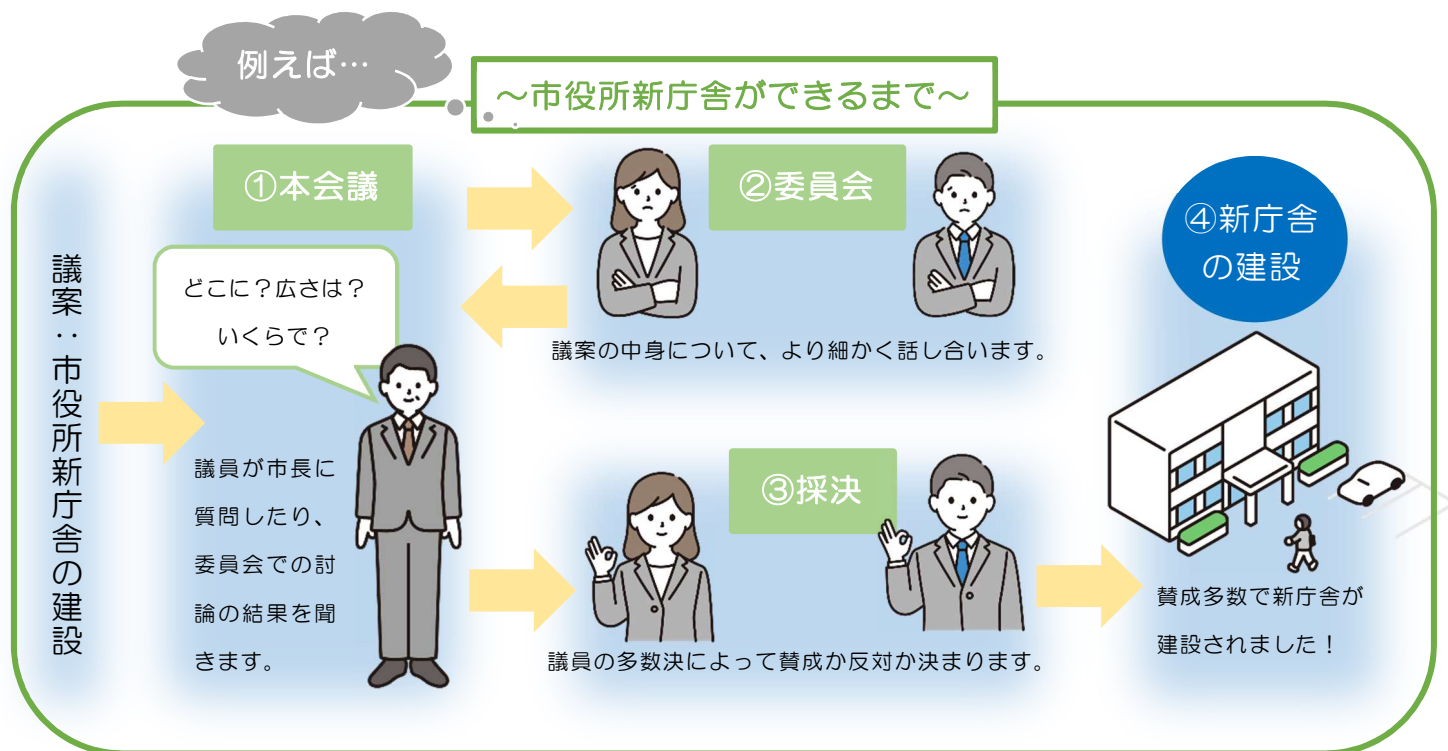
特 別 委 員 会

- 特別委員会は、必要な場合に、議会の議決で設置し、委員定数も議会の議決で決めます。

◆各常任委員会の審査所管

名称	定数	例えばこんなことの審査を担当します
総務生活常任委員会	7人	市政の基本方針に関すること、シティプロモーションに関すること、防災に関すること、市民協働に関すること、行政経営に関すること など
厚生教育常任委員会	7人	健康や福祉に関すること、子育てに関すること、教育に関すること、総合医療センターに関すること など
経済建設常任委員会	6人	産業や経済に関すること、観光や文化に関すること、土木や公園に関すること など

議案の審査



島田市議会ではペーパーレス化・DX化を積極的に進めています！

市議会では、令和5年11月定例会から資料のペーパーレス化を本格的に導入し、ノートパソコンで議案などの資料を閲覧しながら会議を行っています。

議会側と当局側で文書を共有できるシステムを導入し、ノートパソコン上で議案などの閲覧ができるようになったため、紙の使用量が大幅に削減されたと同時に、業務の効率アップに繋がりました。また、オンライン会議やスケジュール管理ができるアプリを活用するなど、島田市議会では議会内のDX化を積極的に進めています。

災害や感染症の影響で市役所に行けなくても、オンラインで会議に参加できるようになりました。



パソコンひとつで様々な資料の閲覧が可能になったため、情報の検索性がアップしました。



議会情報を見る・知る

会議を傍聴する

本会議や委員会は、どなたでも傍聴できます。

本会議を傍聴される際に特別な手続は必要ありません。市役所4階にある議会事務局の受付で住所、氏名を記入してください。また、委員会も同様の手続で傍聴が可能です。ぜひ本会議や委員会の傍聴にお越しください。

なお、傍聴席（親子傍聴席を除く。）にはヒアリンググループを設置しており、聴覚に障害がある方も議場で傍聴することができます。Tコイル付き補聴器をお持ちでない方には専用受信機を貸し出していますので、お気軽に議会事務局にお申し出ください。

※ 傍聴席での拍手、私語、飲食、喫煙など、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為は禁止されています。また、携帯電話の電源は切ってください。

※ 会議の開催日程は、市議会ホームページまたはしまだ議会だよりで確認できます。

※ 傍聴に関して、ご不明な点は、議会事務局（電話：0547-36-7204）へお問い合わせください。



傍聴席（左の個室は親子傍聴席）→

しまだ議会だより（市議会広報紙）を読む

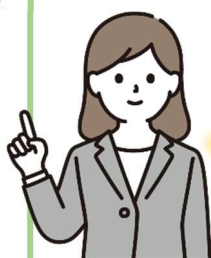
広報広聴特別委員会編集のもと、定期的に「しまだ議会だより」を発行し、市内全戸に配布しています。

市議会定例会での代表質問や一般質問、会議の内容、議案などに対する議員の賛否の状況、その他議会の活動内容などをお知らせしています。

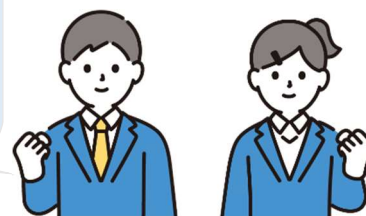
過去に発行された議会だよりは、市議会ホームページでご覧いただくことができます。



「読みやすく、わかりやすく、親しみやすい」議会だよりになるように、紙面を大幅リニューアルしました！



市内高校の放送部の方々のご協力により、目の不自由な方のために、「声の議会だより」として音訳したCDを配布しています。



市議会ホームページを見る

市議会ホームページに、様々な情報を掲載しています。

市議会の新着情報、議員紹介、議会日程、議会報告会・市民との意見交換会のお知らせなど、様々な情報が載っています。

ぜひ一度、市議会ホームページにアクセスしてみてください。



島田市議会

↑ 島田市ホームページ

「島田市議会」バナーをクリック！



会議の会議録を探す

市議会ホームページから会議録の検索・閲覧ができます。

紙に出力した会議録は、議会事務局のほか、情報公開コーナー（市役所1階）、市立図書館、金谷・川根支所で閲覧いただけます。



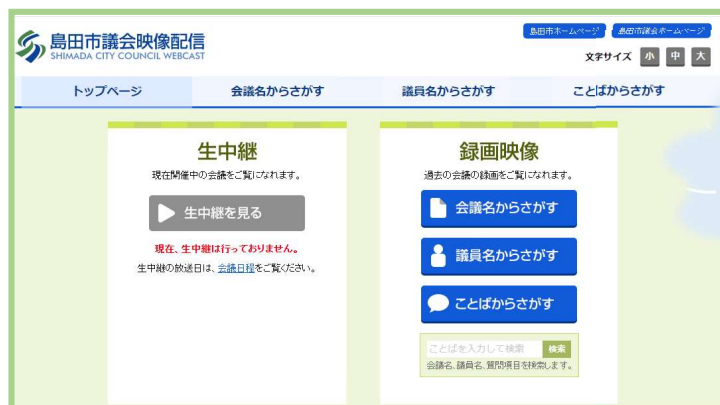
キーワードを入力すれば、簡単に検索できますよ！



会議の映像を視聴する

市議会ホームページから議会映像を視聴できます。

本会議の質問などの模様をインターネットのライブ中継と録画映像で配信しています。



市役所に行かなくても、自宅で一般質問の様子が見れるんですね！



議会に参加する

選挙で参加する

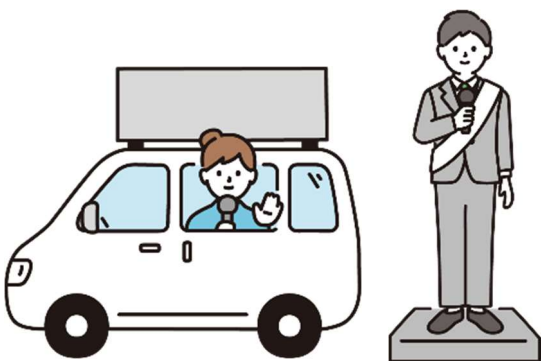
ア 投票する

市議会の議員は、住民によって直接選挙で選ばれます。

選挙権は、日本国民で満18歳以上であり、引き続き3か月以上、その市に住所のある人が持っています。

選挙は、市民が政治に参加し、市民の生活や島田市を良くするために、その意思を政治に反映させることのできる最も重要かつ基本的な機会です。

ぜひ議員候補者の政策や考えを把握し、大切な1票を投じてください。



イ 市議会議員に立候補する

被選挙権は、その選挙権があり、年齢が満25歳以上の人が持っています。市議会の議員の任期は4年です。被選挙権を行使し、議員に立候補することもご検討ください。

請願・陳情をする

市政について御意見や御要望があるときは、どなたでも請願書や陳情書等を議会に提出することができます。

請願権は、国民の基本的人権の一つとして憲法第16条に規定されている権利であり、市議会に請願書を提出する場合は、地方自治法第124条の規定により、紹介議員が必要になります。陳情書や要望書の提出には、紹介議員は必要ありません。議会に提出された請願書は、所管の委員会で審査され、その後本会議で採択、不採択が決められます。採決された請願については、関係機関に送付するなどして、その実現に努力するよう求めます。

また、陳情書についても、議長が必要と認めるものについては、所管の委員会で審査され、採択されたものは関係機関に送付するなどして、その実現に努力するよう求めます。

※ 請願・陳情はいつでも受け付けていますが、処理の都合上、定例会の14日前までに提出してください。なお、提出前に、議会事務局（電話：0547-36-7205）へご連絡・ご相談ください。



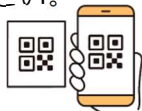
●請願の流れ



議会報告会・市民との意見交換会に出席する

市民の皆さんに議会の活動を報告し、意見を伺うために、定期的に「議会報告会・市民との意見交換会」を開催しています。

市内の公民館などを会場とし、議員が出向き皆様と意見交換を行います。事前の申し込みも不要で、どなたでも参加できます。ぜひ、お気軽に会場にお越しください。
※日程や会場については、市議会ホームページをご確認ください。

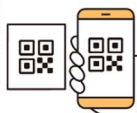


↑ 過去に開催された議会報告会の様子

高校生との意見交換会に出席する（高校生限定）

島田市議会では、次世代を担う高校生の意見を市政に反映できる場を設けるため、市内高校生との意見交換会を実施しています。

18 歳への選挙年齢引き下げを踏まえ、次世代を担う高校生が議会や島田市の現状をどのように考え、今後どうなってほしいかなどの意見を市政に反映できる場を設けていくべきとの観点から、市内の各高等学校にご協力いただき、高校生との意見交換会を実施しています。



↑ 過去に開催された意見交換会の様子 ↑

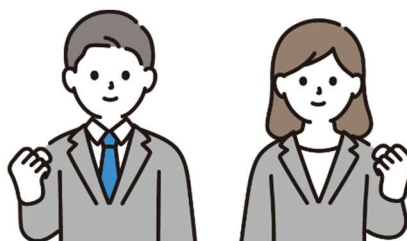
最後に

常に市民の中にあり、市民とともに行動する存在であるために

島田市議会は、常に市民の皆さまの中にあり、市民の皆さまとともに行動する存在であることを目指し、日々活動を行っています。

島田市議会は、現在のみならず、将来にわたり市民の皆さまの幸福を実現するための政策について話し合い、市民の皆さまとの距離をより近づけるよう、これからも努力していきます。

皆さんの声をお気軽に
私たちにお聞かせく
ださい！



～議場エリア(市役所4階)のご紹介～



市民の皆さまからお話を伺うための議会相談室



なんでもポスト



木のぬくもりに溢れる議場ホワイエ

議場にはヒアリンググループが



設置されています



開放的な議会図書コーナー



ユニバーサルデザインに配慮した議場入口



議会に関するご相談は、まず議会事務局へ